

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第95条の2第11項
処 分 の 概 要 :	免許証の交付
原権者(委任先) :	長崎県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法施行規則第21条の9(免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請)第21条の10(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等)、第29条の2の3の2(更新された免許証の交付等)、第31条の4の3(他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付)
審 査 基 準 :	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間 :	警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、西海警察署、南島原警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署 申請の当日中 上記以外の警察署(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く)及び雲仙警察署雲仙北交番 28日(行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	警察本部交通部運転免許管理課、長崎運転免許センター、警察署(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署及び大村警察署を除く)及び雲仙警察署雲仙北交番
問 合 せ 先 :	警察本部交通部運転免許管理課
備 考 :	